

平成26年度 重 点 項 目

1. 組織力強化への取り組み

現在の医療界を取り巻く課題の解決には、全ての医師が結集し活動できる基盤が必要であり、勤務形態や診療科目等に限らず全ての医師を代表する団体として、有意な意見を迅速かつ的確に会務に反映できる医師会の構築を目指す。また、県下4大学医学部との連携を一層強めるために大学医師部会や福岡県医学会などを充実させ、組織の拡大、結束力強化を図り、広く多くの医師が参加する会務運営を目指す。また、増加する女性医師就業や復職、キャリアアップの支援と離職防止に努め医師会への参加を促す。

2. 医道倫理の遵守および生涯教育の充実

自浄作用活性化の理念のもとに会員の資質・倫理の向上充溢に資する。また、認定総合医(新かかりつけ医)制度の創設により、日進月歩する医療に対する医師の更なる自己研鑽を促し、その姿勢を明確に示すことで県民へ信頼できる医療の提供に繋げる。新たな専門医制度については、日本医師会と連携し迅速な対応に努める。

3. 広報活動の充実

対内広報の在り方を検討し、日々地域医療活動に邁進する会員への効果的な情報提供を目指す。また、対外広報としてマスメディアと意見交換を重ね、県民に広く伝わる情報発信の方法を構築するとともに、「県医報」並びに「ホームページ」の内容充実に加え、ソーシャルメディアを使った新しい広報についても積極的な検討・活用を続ける。「よりよい医療をめざす」医師会の活動を、会員・県民に理解してもらうための情報提供に努める。

4. 医療保険制度の充実に向けた対応

平成26年4月実施の診療報酬改定の県内医療機関への情報提供を迅速、かつ的確に行い、改定内容の円滑な実施を図る。また、改定の影響と問題点について精査するとともに、県民にとってより良い体系となるよう対応していく。指導、監査、適時調査等については、自浄作用活性化を生かす立場を重視するとともに、現場の意見をもとに、引き続き行政と協議を行い、改善を図っていく。

5. 地域保健の推進

県民の健康を守るため、新型インフルエンザ等特別対策措置法に基づく感染症対策ならびに予防接種対策を一層充実させる。また、行政および関係団体と緊密な連携をとり、児童虐待防止対策を推進する。

6. 診療行為に関連した死亡の福岡県医師会調査分析事業の運営および拡充

今後、厚生労働省から示されるガイドラインと本事業が沿った形となるよう運営委員会において検討協議を行うとともに、本事業の重点課題である、遺族からの解剖の承諾を得ることについても対応を検討する。また、本事業の周知の強化に努める。

7. 自殺防止対策の推進

自殺に至る多くの人がうつ病等の精神疾患を発症していることから、うつ病の早期発見、早期治療の必要性並びに精神疾患に関する正しい知識を県民へ周知するとともに、地域に根付きつつある、かかりつけ医と精神科医及び関係機関等とのネットワークをさらに強固なものとし、地域における精神疾患に対する医療提供体制の充実を図る。

平成26年度 事業計画

我が国の将来は、アベノミクスによる経済優先政策により展望が開きつつあるかのようにみられる。

このような中、公益法人としてスタートした福岡県医師会は、国民に寄り添う専門家集団として、より公共性の高い充実した事業の遂行が求められる。第6次医療法改正への対応や地域包括ケアの整備に向けて、積極的な関与と中心的役割を担っていかなければならぬ。地域の医療提供体制は、地域の実情に応じて整備されるものである。しかしながら、病床機能報告制度導入及び地域医療ビジョン策定の対応によっては地域の医療提供が制限・縮小される可能性もあるため、しっかりとその推移を監視して行く。

今回の診療報酬改定は、激しい攻防の中、医療本体プラスとなつたが、消費税増税、薬価引き下げ分の財源の取り扱いなど不透明な対応も見られる。しかし、直接患者負担とならない新基金の創設は意義が大きい。いずれにしても、必要な医療提供に対する適切な財源確保について日本医師会・地区医師会と連携して国や地方公共団体に働き掛けていく。特に、義務的経費として創設された新基金の取り扱いについては公私の偏りなく、地域医療に資する使途になるよう積極的に提言していく。加えて消費税増税後の影響とその対応、来年度のさらなる増税、介護報酬の改定を見越して行動をとっていく。

本年度の事業は、従来からの取り組みの継続・充実を図ると同時に、第6次医療法等改正への対応、看護職員確保に向けた取り組みを重点項目に追加した。地方への権限が強化される状況下において、福岡県医師会はその役割の重大さを認識し、るべき医療提供体制構築に向けて邁進していく。

参考資料

福岡県医報(平成26年5月)第1455号

8. 第6次医療法等改正への対応

病床機能報告制度の導入、地域医療ビジョンの策定、在宅医療の推進、医療事故に係る調査の仕組み等の整備、特定機能病院・地域医療支援病院の承認要件見直し、地域医療センター並びに医療勤務者環境支援センターの設置、持分なし医療法人への移行促進等「社会保障・税一体改革」に基づく第6次医療法等改正が予定されており、医療提供体制のあり方が大きく変化しようとしている。

このような状況の中、本改正により各医療機関が混乱することなく、また、医療、介護、住まい、予防、生活支援サービスが身近な地域で包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築に積極的に取り組むことにより県民に良質な医療が提供されるよう、速やかな情報の把握及び提供に努めるとともに、関係機関とも密接に連携をとり、地域医療ビジョン策定にも積極的に関わっていく。先ずは、地域医療ビジョン策定の基となる、病床機能報告制度について、速やかな情報収集並びにプロジェクト委員会等を設置し、各医療機関が報告できるよう情報提供を行っていく。

また、在宅医療推進のため、多職種が協働していく上での「コーディネーター役」として、行政を含む各関係機関との連携強化とともに、かかりつけ医の在宅医療に関する技術・知識向上のための研修を行う。

9. 地域医療連携ネットワークの運営および拡充

地域医療を充実させるため、地域における医療連携が必要である。医療情報連携システムの運用を開始し、モデル地域での実績を積み重ね、対象地域を県下へ広げるための骨格作りを行う。また、各地域で既に稼働しているネットワークとの相互連携について検討を行う。

10. 看護職員確保に向けた取り組み

中小病院や診療所においては、継続的な看護職員確保が困難な状況にある。現在は看護職員の育成を目的に養成所の支援や看護研修会を行っているが、今後も看護職員の離職防止や潜在看護職員の掘り起し対策を充実させることで、地域医療の場での看護職員の確保に努める。